

てしまつたので、最初に認定をしておくものである。等の答弁により、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告により御確定くださるようお願い申し上げます。報告とい

議長(小林菊三君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君)

以上で質疑を終ります。

九番(小野沢久君)

この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第二十九号については、討論を省略し、委員会報告により可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

たゞいま小野沢久君から本案は委員会審査報告により可決せしむる旨の動議が提出されましたが、本動議により決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。よつて議案第二十九号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

議長(小林菊三君)

日程第十九議案第三十一号昭和五十四年度福生市一般会計

修正予算(第七号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼統務部長上野重勝君登壇)

企画財政部長兼統務部長(上野重勝君) 御指名いただきましたので、議案第三十一号昭和五十四年度福生市一般会計修正予算(第七号)につきまして提案理由並にその内容について御説明を申し上げます。

本予算は、既決予算額九十二億五千七百三十五万九千四百七十九円七角二分を追加いたしました。歳入歳出の総額を百億四千五百二十八万六千四百七十九円と定めようとするものでございます。その概要を申し上げます。御案内のとおり、昭和五十五年度で西住宅地区周辺排水路事業で、六億六千万円予算をいたしております。

ましたが、防衛施設庁の計画によりまして、五十五年度で実施を予定してありまして西住宅地区周辺排水路事業の工事を、五十四年度に繰り上げて実施をしようとするものでございます。

さらにまた、今回、三月分の特別交付税として一億四千八百七十九万四千円が決定をされ、また西住宅地区周辺排水路事業の自己負担分として、予備費に計上をいたしてありましたものが、幸いに起債の許可が得られまして、その額が一億、五百万円の認可になりますので、これと合算をしまして二億、五千、万、円を都市施設整備基金に積み立てようとするものが骨子でございます。

次に内容について御説明を申し上げます。

三ページをお開きください、と思います。

第二表の繰越明許費補正におきまして、西住宅地区周辺排水路整備事業、シルド部、その一、六億、六千、二、万、九、千、円を繰越明許費にしようとするものでございますが、先ほど説明をいたしましたように、昭和五十四年度で実施をするにいたしましたも、すでに年度末でございますので、その総額を繰越明許費として、補正をしようとするものでございます。

その次に第三表の債務負担行為の補正でございますが、これは前回まで予算算の中で、西住宅地区周辺排水路事業を、昭和五十五年度の債務負担行為として実施をするというところでございましたが、五十四年度に繰り上げ実施することになりましたので、債務負担行為については、廃止をしようとするものでございます。次に歳入について御説明を申し上げます。

五ページをお開きください、と思います。

まず地方交付税におきまして、今回一億、五千、百、六、十、九、万、円追加をいたしました。その総額を十二億、九、千、八、百、三、十、四、万、円に補正しようとするものでございますが、その一億、五千、百、六、十、九、万、九、千、円は普通交付税におきまして、三百、六、十、七、万、二、千、円、これは今回最終地方交付税の補正におきまして、従来削減対象にやつておりましたものが、追加配分になりましたので、この分が三百、六、十、七、万、二、千、円、さらに先ほど申し上げました、特別交付税といたしまして、一億、四、千、八、百、二、万、七、千、円、追加交付にいたしましたものでございます。

それからいまして、地方交付税の総額は十二億、九、千、八、百、三、十、四、万、円でございますが、この内訳は一般分として十億、一、千、三、百、四、十、万、二、千、円、特別交付分として二億、八、千、四、百、九、十、三、

万八千円でございますして、特別交付金の増加は前年度と比較いたしますと九六六の増加と相なっております。

次に分担金及び負担金の中の負担金、土木費負担金におきまして一億二千百八十九万二千円の追加補正でございますが、これは西住宅地区周辺排水路整備事業におきます一般の負担金でございますして、この負担金については福生、羽村、瑞穂三市町により分担をすることになっておりますが、今回補正をいたしましたか福生分の負担が一億一千百八十九万二千円でございますして、羽村分は七百六十六万七千円、瑞穂分が一千万六千三百四十円でございますが、両市町の分につきましては、今回の補正に間に合いませんので、昭和五十五年度で補正をいたしましたか、福生市といたします。昭和五十五年度の過年度収入として受け入れをしようとするものでございます。

次に、国庫支出金中の国庫補助金、土木費、国庫補助金としまして五億三千四百三十三万六千円の追加計上でございますが、これは西住宅地区周辺排水路整備事業に要します基準額の八割に相当いたします五億二千四百三十三万六千円の防衛施設庁の関係の補助金でございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

まず清掃費におきまして、六万九千円の追加補正でございますが、これは今回地方交付税が追加配合になりました。三百六十七万二千円の中に、西多摩衛生組合令六万九千円を含んでおりますので、この令を歳出で計上したものでございます。

次に土木費の都市計画費、八番の西住宅地区周辺排水路費が六億六千二万九千円計上するものでございますが、これは五十五年度予算で御審議、おりました西住宅地区周辺排水路費の中から、国道一六号線の実設計費二千万円を除きました残りの額でございますして、内容は二千万円を除いた以外は同様でございます。

次に八ページに約らせていただきます。

八ページの諸支出金のうち、都市施設整備基金費といたしまして、今回二億五千万円を計上するものでございますが、この額を計上いたしますと、都市施設整備基金の額は、総額で一億八千万円に相なり予定でございます。

なお、予備費におきまして、先ほど申し上げましたように、今回一億二千三百七十一万円を減額をいたしまして、残額を三千三百三十五万六千円と定めようとするものでござ

ございます。

以上、大変難解でございましたが、議案第三十一号に対します提案理由並びにその内容の説明といたします。

○議長(小村菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番(松山清君) ニ三ちよつと質問させていただきますが、一は、いま説明がありましたが、地方交付税につきまして、特別交付税一億四千八百万二千七百七十九円ですが、三月の確定分というところで、その金額は足りず、お聞きしたいのですが、そういう通知がなければ、もちろん、本通知というのには確かにわからぬと思うんですが、しかし、長年財政担当をやつてこられた皆さん方にすれば、これは三月の時点まで待ちました、五百万や一千万違ふが、おおよその予測はつくかと思ふんですが、これが全くつかぬというのには、いささか担当の人たちの問題に思ふんですが、そういう事態は決してないかと思ふんですが、それとも、企画財政担当にとりまして、そういう予測は全くつかぬ人だと。せめておるかもしれない人だと、たとえば三月交付分。そういう考えをお持ちなのか、その点をお聞きしたいんですが。

それから、西住宅地区周辺排水路整備事業、これは確かに所管施設庁が、五十四年度に繰り上げて実施することになり、ここにいたしますと、こういう予算措置をしなければならぬというのには、やむを得ないことだと思ふんですが、それについて、説明がなりましたけれども、歳入は二千三百八十万一千円ですが、これは瑞穂、羽村分の負担に充てられますが、実際にここに歳入として、つまり一般財源として充てられるわけですが、これも、これはとも羽村と瑞穂へ、この年度末へきて、補正を組んで歳出として計上できるとなつて、いるとは、とも言えぬために、このようになつたのか、どうなのか。それはもう全然話をしたいというところで、当然、五十五年度ですぐ入ることですから、多少時期がずれるわけでありますが、ただ繰り上げてやるというところで、よければ、当然、瑞穂、羽村分が入つていけるべきで、よろうと、私は思ふわけですが、その羽村、瑞穂との話し合いの点について、このようになつて、いかか、その点をお聞きしたいわけであり、ます。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御案内のとおり、特別交付税というのは、当該年度におきます自治体の特別財政事情を考慮をしまして、自治省が配分するものでございまして、極端に言いますと、その年度に特別事情がなければ、このことではござい、ます。個々に、これは年度途中におきます災害等が配分に

非常に大きな影響を及ぼすものでございまして、たとえば今年度で申し上げます、災害とかそれから火山の爆発、それから台風一六号、二〇号というように特別に大きな害がございまして、この災害に対しては前年度に比較いたしますと、一五増の五百億圓というものが別に計上されてゐるものでございまして。

それからさきにまた冬に降りまして、非常に豪雪が多かったために、除雪に要します経費として、前年度比では一六六増というように特別に財政事情を組み込んでおります。これを勘案いたしましたして、自治省が配分いたしますので、私もとしては全くどのくらいに当たるかということから予測をできません。

昨年度一億三千六百万圓の交付を受けましたが、このときもこれはやはり高額なもので、もう十分に判断をいたしておりますし、それからもうこのときに特別交付税の大体四割、二割の配分をされてしまふので、よほどのことか、ない限り余り多くは期待をしない。ことにこの間、私も東京都へ行きました際に、東京都の財政担当者から、全く予想のつかない数字だった、ということも聞いております。したがって、私もとしては全く予測をできなかったと、確かに五百万円、一千万円の増収はあつた、というふうな見通しは立てておきますが、その程度のものでし

ては、予算措置としては、追加増収ということでは、道をいたしますればよいので、その程度では予算措置はいたしません。

ただ、今回のように、かなり膨大な額が入った場合には、当然これは補正を要する、というものでございまして、しかも、この金額を交付された中には、いわゆる福生市の特殊財政事情、福生市の行政努力、というふうなものが、大に加味されてゐるものでございまして、それらは私もには全く算定できません。したがって、やむを得ず今回補正をしたというものでございまして。

それから、いま一点、羽村、瑞穂の措置でございしますが、これは大体補助金、内定した段階で、両町との協議をいたしております。しかし、両町の考え方としては、追加補正というところは、大変むずかしいので、当初予算の補正でやってくれたら、そのように措置をしてもいい、というより、お話しをありまして、特に財政的な負担が多くなる、というふうな問題でもございせん。ただ、年度が変わつてくると、若干変わった点がある、という、それほどの影響は及ぼさないので、来年度というところで承けております。

う、う、話し合ひて、ひとつやつて、つたかと、こう思うわけひすけれども、これは、て、本来は、歳入するきものであうと思ふひす。こゝ西住宅について、は、さういふ点で、やゝ面も確かにあるわけひすね。けれども、特別交付税は、全くゼロになつて、おもしろくないと、そんな考え持つてないでしよう。すべしにしても、冗談は、あつてひすよ。だから、財政担当者だつて、長年やつてゐるわけひすし、それか、もう、ゼロか、もし、なんといふ考えも、もし持つてゐるとしたら、ちよつとおかしいと思ふひすね。何て言ふか、問題をも思ふひすすね。昨年も、同じことをやつてゐます。何度か、さういふことか、続けられゐるわけひすけれども、もう、こゝで、たとへば、ひんびしり、三日確定分、そのものを、計上すれば、これは、実際に、もちつても、使へ、道を、そのか、期日か、つて、わけひすから、さうにも、なんわけひす。本来、これは、市長の問題、なうと思ふひすけれども、少くとも、予測で、さうな範囲で、早い時期に、一定額を、計上すること、は、当然で、さうなうと、私は、思ふひすね。ひす、ちよつと、なんといふことは、決して、ないわけひす。ひすから、続けて、これは、先ほどの補正六号とも、関連あり、さすけれども、補正六号、補正七号で、特別交付税ハ、四万円、ひき、續いて、一億四千八百万と、う、同じ、議會の中で、續けて、二億三千万、サ、かりの、さういふ、で、かい、金額を、さうにも、なん時期に、予算計上する、なんといふことは、

とんでもないことだと思ふんです。もうちょっと使ひ道のことを考へていただくなと思ふんです。そういふ点では私から言ひせていただくだけ、金庫の財源留保するためだけの措置だと。私はそれではいけな思ふんです。

結局、そのためには、二億五千万の都市施設整備基金に積み立てると、うんとになって、積み立てたいからこう、うふうにしたいと、ある意味では言わざるを得ないと思うんです。

予備費にしまして、たとえ補正六号において、債務負担行為を西住宅地区をやつてゐるわけだから、もうこの時点で予備費も使用して工事の繰り上げ実施するといふことを、この時点ではあきらめてゐるわけですね。予算的には、債務負担行為をやつちやつてゐるわけですから、なおかつ、補正六号では一億五千万ばかり予備費を残しておいて、もう年度末の最後の最後に、言つておけば、いくらするようには補正予算が出てるわけです。こういう措置も、今後は改めてもらいたい。そういう点を私は望むもので、これも賛成できるといふ内容では決してありません。その中でも特にこういう補正との関係では、歳入について十分見通しと、ものをばつたりさせていた方がいいと思ひます。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

本案に対して反対の発言がありませんので起立によって採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数と認めます。よって議案第三十一号は原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十議案第三十二号昭和五十四年度福生市下水道

事業会計補正予算(第六号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第三十二号昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算(第六号)につきまして御説明を申し上げます。

本補正予算もたゞ一般会計の補正で御説明を申し上げましたとおり、西地区の周辺排水路関連の補正のものでございまして、総則にございまして、今回一億五千万円の増額いたしまして、歳入歳出の総額を二億三千七百四十四万と定めようとするものでございます。

なお、繰越明許費、補正並に地方債の補正を御説明申し上げます。
内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、補正予算の歳入でございますが、今回一億五千万円の下水道債を買入れといたしまして、この内訳といたしましては、政府債が五千五百万円、それから都の振興基金からの借入れが五千万円でございます。

次に歳出でございますが、事業費のうち下水道整備費、第一目管渠費の中で一億一千八百九十九万二千円の追加でございます。財源といたしましては、歳入で申し上げましたように、地方債が一億五千万円、それから一般財源が六百八十九万二千円でございます。

負担金の項目といたしましては、西住宅地区周辺排水路整備事業に対する一般会計の負担金一億一千八百九十九万二千円でございます。

なお予備費におきまして六百八十九万二千円、一般財源分といたしまして減額調整もいたしております。

次に、三ページにもどっていただきまして、二表の繰越明許費の補正、今回追加でございまして、下水道整備費といたしまして、事業名西住宅地区周辺排水路整備事業負担金一億一千八百八十九万二千円でございます。

なお実質的の執行はすべて先ほど一般会計で説明がございましたように五十五年度に相なるということでございます。繰越明許費の補正をお願いするものであります。

次に、第三表、地方債の補正は、限度額の変更をお願いしたものでございまして、公共下水道事業におきまして十一億七千九百十万円が補正前の限度額でございますが、今回十二億八千四百十万円と定めようとするものでございます。以上、まことに推察でございますけれども、議案第三十二号昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算(第六号)につきまして、御説明を申し上げました。

よろしく御審議を賜りまして、原案とおり御確定くださるようお願い申し上げます。

けます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

こより本案に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号については、委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から本案は原案とおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、議案第三十二号は、原案とおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 二時まで休憩いたします。

午後一時五十二分 休憩

午後二時 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十一議案第三十三号昭和五十五年福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第三十三号昭和五十五年福生市一般会計補正予算(第一号)について、提案理由並びにその内容について、御説明を申し上げます。

本予算は、既決予算九十六億二千八百五十四円から六億三千六百二十二万八千円を減額いたしまして、歳入歳出総額を八十九億九千七百七十四円に定め

ようとするものでございまして、これは先ほど議決をいただきました昭和五十四年度補正予算第七号と関連を持つものでございます。

四ページを開きいただきますと思います。

まず、歳入におきまして、分担金及び負担金の中の負担金、土木費負担金におきまして、一億三千五百六十九万三千円を減額するものでございますが、これは補助事業の自己負担分の下水道会計が負担いたします一億一千八百八十九万二千円。それから羽村町の七百六十六万七千円、瑞穂町の一千六百十三万四千円相当分を減額しようとするものでございます。

次に、国庫支出金の国庫補助金、土木費国庫補助金におきまして、五億二千四百三十三万六千円を減額しようとするものでございますが、これは西住宅地区周辺排水路整備事業補助金の減額でございます。

次に諸収入、雑入におきまして、二千三百八十一万一千円を増額しようとするものでございますが、これは西住宅地区周辺排水路整備事業負担金のうち、羽村町分七百六十六万七千円、瑞穂町分一千六百十三万四千円を、過年度収入として受け入れようとするものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

歳出におきましては、六億六千二百九十四万円の減額でございますが、これは西住宅地区周辺排水路補助事業の五十四年度繰り上げ実施に伴う減額でございます。実施設計費二千四百万円は残してございます。

次に予備費におきまして、二千三百八十八万一千円の補正増額でございますが、これは羽村町、瑞穂町負担金が歳入にのりますので、その歳出令といたしまして、予備費に計上したものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第三十三号に対する提案理由並にその内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

こより本案に対する質疑を行います。

○十三番(松山清君) 一二お聞きしたいんですが、一つは雑入で過年度収入で二千三百八十八万一千円ですか。これが歳入になるわけですが、そうしますと、先ほど補正の五十四年度七号で二千三百八十八万一千円は一般財源で持ち出しをすることになったわけですが、これもそうしますと、この現実には二千三百八十八万一千円、瑞穂、羽村からはいつの時

点で、この歳入令として、予算上は歳入となるわけですが、どういつ時点でこれは措置とされることになるのかどうか。事実、四月一日付けでこれが歳入になるのかどうか。その辺結果的には実質負担というのにはなるわけですが、そういうこと、なるのかどうかですね。その点ひとつお聞かせいたしたいと思います。

それからもう一つは、言ってみれば当初予算と同時に補正という形になってしまつたわけですが、その内容については、西住宅地区周辺排水路整備事業の防衛との絡みだから、やむを得ないと言えども、やむを得ないわけですが、そうしますと、同時に補正をやるわけだから、私個人に言わせれば、補正七号で二億五千四百万円も都市施設整備基金に繰り入れているわけだが、一般会計で全く福祉関係レベルアップされていって、言ってみれば、そういう意味では、せめて同時に補正やるんだったら、そういう面について、財源があるんだったら、同時に補正やっていかなければならないと思うんですが、そういうことを、金と持ったことがあるのか、その辺ひとつお聞かせしたいと思います。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 瑞穂、羽村分につきましては、瑞穂、羽村両町でいつの時点で補正予算を計上するかによって決まるわけなので、現時点では、いつというところは明確になっておりません。